〇社会福祉法(抄)

最終改正:令和四年法律第七十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

- 第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。
- 2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その 諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。 (委員)
- **第八条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

- **第九条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。
- 2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

- **第十条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。 (専門分科会)
- 第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民 生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福 祉専門分科会を置く。
- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉 専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

- 第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で 定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査 審議させることができる。
- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○社会福祉法施行令(抄)

最終改正:令和三年政令第三百二号

(民生委員審査専門分科会)

- 第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市 の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会(法第七条第一項に規定する地方社会福祉 審議会をいう。以下同じ。)の委員のうちから、委員長が指名する。
- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。 (審査部会)
- 第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。
- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員 及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○大阪市社会福祉審議会条例

平成12年4月1日 大阪市条例第19号

(設置)

- 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する地方 社会福祉審議会として、本市に大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (組織)
- 第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務代理)

- 第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の 会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、 前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 大阪市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和62年大阪市条例第4号) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている大阪市社会福祉審議会は、第1条に規定する大阪市 社会福祉審議会とみなす。

附 則(平成12年9月28日条例第84号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月30日条例第117号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日条例第65号)

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

○大阪市社会福祉審議会条例施行規則

平成 25 年 9 月 30 日 大阪市規則第 175 号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例(平成12年大阪市条例第19号)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により 置かれる専門分科会のほか、同条第2項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。
 - (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
 - (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
 - (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に 係る審査に関する事項
- 2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び法第9条第 1項の臨時委員(以下「臨時委員」という。)で組織する。
- 3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審 査専門分科会にあっては、委員)の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

- 第3条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。
- 2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが できない。
- 3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

- 第4条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。
- 3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開 くことができない。
- 4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

- 第5条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、 委員)で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会

にあっては、委員)の互選によりこれを定める。

- 4 部会の会議は、部会長が招集する。
- 5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、 委員)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあっては、委 員)の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く ことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年11月30日規則第119号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

○大阪市社会福祉審議会運営要綱

令和2年5月21日委員長決定令和2年7月14日委員長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務 を代理する。
- 2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

- 第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規 定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。
- 2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第3条第3項に規定する医師の指定の 取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第 68 条に規定する指定自立 支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

- 第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。
- 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

- 第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。) により開催するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議 会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による 会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

- 第6条 委員長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、審議会の会議を招集することが困難 であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、審議会に属する委員の意見 を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、審議会の審議・議決 等に代えることができる。
- 2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった審議会に属する委員の過 半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議事を決するために

は委員の過半数の書面提出がなければならない。

(準用)

- 第7条 前2条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」 とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。
- 2 前2条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。
- 3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。 (細目)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年1月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年5月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

別表第1(第3条第1項(身体障害者福祉専門分科会)関係)

名 称	所掌事項	
第1審査部会	肢体不自由に関する事項	
第2審査部会	視覚障がいに関する事項	
第3審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項	
第4審査部会	内部障がい(心臓)に関する事項	
第5審査部会	内部障がい(じん臓)に関する事項	
第6審査部会	内部障がい(呼吸器)に関する事項	
第7審査部会	内部障がい(ぼうこう・直腸)に関する事項	
第8審査部会	内部障がい(小腸)に関する事項	

第9審査部会	内部障がい(免疫)に関する事項
第 10 審査部会	内部障がい(肝臓)に関する事項

別表第2(第4条第1項(高齢者福祉専門分科会)関係)

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢 者施策 (介護保険事業及び認知症施策に係るものを除 く。)の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業 の円滑な実施に関する事項
認知症施策部会	認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項

別表第3 (第4条第1項(地域福祉専門分科会)関係)

名 称	所掌事項
地域福祉基本計画策定・推進部会	大阪市地域福祉基本計画等に関する事項